

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答申第57号)

平成31年3月27日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った保有個人情報不開示決定において、不開示とした聞き取り内容のうち、別表のとおり、発言者が特定できる記載については実施機関の判断どおり不開示が妥当であるが、それ余の部分は開示すべきである。

## 第2 審査請求の経過

### 1 開示請求

平成30年3月13日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「H30. 2. 23(金)に請求者が部長から受けた注意についての一切の情報」の開示を請求した(以下「本件開示請求」という。)

### 2 実施機関の決定

平成30年3月27日、実施機関は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、「平成30年2月23日に市民部長が請求者に対して行った注意に関する決裁文書及び当該注意に当たり行った調査にかかる報告書」(以下「本件保有個人情報」という。)を特定の上、本件保有個人情報の一部を不開示とする部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示しない理由を次のように付記して審査請求人に通知した。

条例第18条第2号に該当する。

「氏名、経験年数、資格、職種、個人の置かれている状況」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

条例第18条第7号に該当する。

「聞き取りの対象者と内容」については、今後行われる人事管理について、率直な意見交換を行うことが困難になる場合も想定され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

### 3 審査請求

平成30年6月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

## 第3 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、不開示とした聞き取り内容について開示するとの裁決を求める。

## 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書の記載内容並びに意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは国の運用においては、勤務評価や異動、昇格等の人事構想を公にすることにより、人事の確保に支障を及ぼすおそれがある場合を指すと解される。聞き取り内容は、聞き取り対象者の主観的な評価や、記憶する具体的な事実であり、勤務評価や人事構想上どのように評価されているのかは明らかにならない。すなわち、聞き取り内容を開示しても勤務評価や異動、昇格等の人事構想が明らかになるわけではない。また、聞き取り内容がどのような評価をされたかが明らかに

ならなければ、今後の人事管理での率直な意見を萎縮させるおそれはない。勤務評価の基準等が明らかになる部分のみ不開示とすることで、聞き取り内容の大部分を開示することが可能であるため、条例第18条第7号に該当せず、不開示決定は根拠を欠く違法なものである。

- 2 今回の開示請求は、上司から口頭注意を受けた職員が、注意を受けるに至った具体的な事実を告知されないために、その事実を知るべく行ったものである。そもそも職員に注意をして態度を改めさせようとするときに、その判断となった具体的な事実を示さないのは不適切であり、職場環境を良好に保つという公益に資することにならない。事実を開示する利益が、不開示の利益より勝る。開示がもたらす支障だけでなく、開示のもたらす利益も比較衡量されるべきである。
- 3 職場での態度が高圧的であるとして口頭注意を受けたが、注意を受けるに至った具体的事実を問合わせても教えてもらえない。注意を受けるに至る具体的な態度を示してもらえないことから、口頭注意処分は不当であると感じている。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、概ね次のとおりである。

- 1 対象文書は、ある職員が病気休暇を取得したことに関連して、職場環境が良好でなかったことが一因ではないかとの疑いが生じ、事実関係を確認するため外部の弁護士らが職員に対してヒアリングを行い作成した調査報告書である。聞き取り内容は人事管理に係る情報であり、調査報告書には、ヒアリング対象者が発言した、職員間の関係性や請求者の発言内容、態度などが記載されている。
- 2 当調査報告書は、職場環境の改善を図るために作成したものであり、ヒアリング対象者の発言を請求者にそのまま開示することを予定していないため、ヒアリング対象者は請求者に開示されることを想定せず、日頃の思いや事実を率直に述べている。このため、開示するとヒアリング対象者から異議が述べられるおそれがある。
- 3 調査報告書が開示されることとなれば、今後の同種のヒアリングにおいて、聞き取りを回避されたり、率直な意見を述べることを躊躇して開示されても支障のない範囲での回答にとどめたりすることが想定される。このことにより、正確な調査結果を得られず、人事管理上の適正な指導を行えないおそれがある。
- 4 調査報告書を踏まえた注意内容は、既に請求者に開示している。

## 第6 当審査会の判断理由

- 1 本件審査請求の対象となっている保有個人情報について

本件審査請求の対象となっている保有個人情報は、「外部の弁護士が職員に対してヒアリングを行い作成した調査報告書」(以下「報告書」という。)である。審査請求人が所属する部署で、ある職員が病気休暇を取得したことにつき職場環境が良好でなかったことが一因ではないかとの疑いが生じ、外部の弁護士が当該部署の全ての職員への聞き取り調査を実施した。報告書は、この聞き取り調査の結果報告とともに、結果に基づき認定できる事実から、上記疑いについて弁護士の検討を加えたものである。

審査請求人は、報告書のうち聞き取り内容を開示するよう主張する。一方、実施機関は、条例第18条第7号に該当すると主張している。このため、当審査会は、聞き取り内容

の条例第18条第7号の該当性について検討する。

2 本件保有個人情報にかかる条例第18条第7号の該当性について

条例第18条第7号本文は、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、同号エにおいて「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものを不開示情報として掲げている。

実施機関は、条例第18条第7号エに該当するとして、報告書の聞き取り内容を不開示とした。実施機関の主張によると、ヒアリング対象者は、聞き取り内容が請求者に開示されることを想定しておらず、調査報告書が開示されることとなれば、今後のヒアリングにおいて、率直な意見を述べることを躊躇することが想定されるため、正確な調査結果を得られず、人事管理上の適正な指導を行えないおそれがあるとのことである。

通常、聞き取り調査の報告書を作成するにあたっては、被聴取者が述べた内容そのままを報告書に記載するのではなく、聞き取り内容から報告書として必要な部分を調査者が精査した上で、その大意を記載するのが一般的である。このように報告書に記載された内容が、被聴取者が陳述した内容そのままではなく、調査の目的に即して整理されたものであることを考慮すると、聞き取り内容のうち、発言者の個人識別が可能な部分を不開示とすれば、その余の部分を開示したとしても、個人の権利利益を害するおそれはなく、今後のヒアリングにおいて被聴取者が率直な意見を述べることを躊躇するとは考えにくい。したがって、聞き取り内容の開示は条例第18条第7号に該当するとして、当該部分を不開示とした実施機関の決定は条例の解釈・適用を誤っている。

よって、聞き取り内容のうち発言者個人を識別することが可能な記載については不開示とし、それ余の部分については開示すべきである。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 7月27日	諮問書の受理
平成30年10月11日	審査請求の概要説明 審査請求人からの意見陳述
平成30年11月 8日	実施機関からの事情聴取
平成30年11月22日	審議
平成30年12月13日	審議
平成31年 1月10日	審議
平成31年 2月14日	審議
平成31年 3月13日	審議
平成31年 3月27日	答申

## 別表

頁	大項目	中項目	小項目	当審査会が開示不相当と判断した部分
1	はじめに			実施機関が開示不相当とした部分のうち、全て
2				実施機関が開示不相当とした部分のうち、 1行目1～24文字目
	第1 調査方法	2 調査の方法等		実施機関が開示不相当とした部分
3	第2 職場環境 について	1 同室の組織		実施機関が開示不相当とした部分
		2 職場環境における 留意点		実施機関が開示不相当とした部分のうち、 1行目1文字目～2行目10文字目 4行目6～8文字目 5行目6～8文字目 6～20行目全て
4		2 職場環境における 留意点(承前)		実施機関が開示不相当とした部分
		3 確認できた事実関 係について	(1)	実施機関が開示不相当とした部分のうち、 項目名6～8文字目 1行目1～6文字目 1行目29～31文字目 3行目20文字目～4行目14文字目 4行目26～28文字目 6行目8～10文字目 7行目1文字目～12行目5文字目 15行目19～26文字目 16行目4～6文字目 17行目9～23文字目
5		3 確認できた事実関 係について(承前)	(1) (承前)	実施機関が開示不相当とした部分のうち、 1行目8～14文字目 1行目31～35文字目 2行目7～18文字目 2行目23～25文字目 3行目3～6文字目 4行目5～7文字目 12行目1文字目～15行目5文字目 15行目10～12文字目 19行目1～25文字目 20行目9～11文字目 20行目23文字目～22行目32文字目
		3 確認できた事実関 係について(承前)	(2)	実施機関が開示不相当とした部分のうち、 項目名6～8文字目

				1～2行目全て
6		3 確認できた事実関係について(承前)	(2) (承前)	実施機関が不開示とした部分のうち、 1行目1文字目～7行目4文字目 9行目19文字目～10行目最後 11行目4～9文字目 11行目14～16文字目 16～19行目全て
		3 確認できた事実関係について(承前)	(3)	実施機関が不開示とした部分のうち、全て
7		3 確認できた事実関係について(承前)	(3) (承前)	実施機関が不開示とした部分のうち、全て
		4 まとめ(評価)	(1)	実施機関が不開示とした部分のうち、 項目名6～8文字目 1行目27～29文字目 4行目8～23文字目 4行目35文字目～5行目26文字目 10行目25～28文字目 14行目25～27文字目 15行目34・35文字目
8		4 まとめ(評価)(承前)	(1) (承前)	実施機関が不開示とした部分のうち、 1～8行目全て 10行目29～31文字目 11行目35文字目～12行目2文字目 12行目13～31文字目 14行目6～27文字目 17行目8～10文字目
		4 まとめ(評価)(承前)	(2)	実施機関が不開示とした部分のうち、 項目名6～8文字目 2行目5～23文字目
9		4 まとめ(評価)(承前)	(3)	実施機関が不開示とした部分
	第3 結論			実施機関が不開示とした部分のうち、 1行目13～15文字目 1行目29文字目～2行目27文字目 6行目21～23文字目 6行目32文字目～7行目12文字目 8行目10～12文字目

※行数の数え方について、本文のみを行数として数え、項目名は行数に含まない。

※文字数の数え方について、句読点及び記号も1文字と数える。ただし、項目の番号部分((1)及び(2))は文字数として数えない。